

| | | | |
|---|--|----|------|
| 京都大学 | 博士(文学) | 氏名 | 宮田昌明 |
| 論文題目 | 英米世界秩序と東アジアにおける日本 — 中国をめぐる協調と相克 一九〇六～一九三六 | | |
| <p>(論文内容の要旨)</p> <p>本研究は、日露戦後から日中戦争までの時期を対象として、①この時期の日本、イギリス、アメリカ各国の政治と外交の変化をそれぞれの国家観や社会秩序観に則して検討すると共に、②各国間および中国に関連する通商条約、関連協定、政策を比較検討し、合わせて、③特に日本に関し、政軍関係と軍を中心とする中国政策について検討している。本研究はその際、日本の政策や政軍関係については日本の国際的地位の変化と対応させて理解すると共に、イギリスやアメリカの諸政策を、両国の先行研究を援用しながら、それぞれの国家権力の抑制を図る自由主義の伝統と、19世紀から20世紀にかけての両国における民主主義の拡大に伴う国家機能の拡大との相互関係に注目して理解し、日本の内外政策との原理的な違いを明らかにしている。以下、各章の論点を要約する。</p> <p>序章では、本論理解のための前提として、①19世紀後半のイギリスが、社会に対する国家の介入を抑制する自由主義の伝統を民主主義の拡大に応じて変化させたこと、それに伴って外交政策についても、国際的義務を回避する孤立主義から日英同盟に始まる同盟外交へと転換したこと、②19世紀半ば以降のイギリス帝国においても、民主主義の流れを背景に、自治領の権限拡大に応じて白人の権利を守るためにアジア人排斥を激化させたこと、③19世紀末以降のアメリカは、国内における独占企業の台頭と対外的な海外領土の拡大が進む中、自由主義のあるべき姿と国家の機能をめぐって分裂を深めたこと、④19世紀半ば以降、欧米列強は中国においても、自国民の権利を保護するための租界や租借地を形成したこと、そうした中でイギリスは、20世紀初めに、中国とその税制・行政改革を促す通商条約上の規定を成立させ、中国の保全のための積極的外交措置をとるようになったことを紹介的に論じている。</p> <p>第1章では、日露戦後の日本政治と財政・経済政策などを取り上げ、①西園寺内閣の与党となった政友会は、政権参画を優先し、従来藩閥の政策を継承したこと、②対して第二次桂太郎内閣は、旧来の藩閥の権威を利用しながら、旧来の政策を刷新し、国内において階層的な社会秩序を産業社会に於ける分業意識に再編すると共に、社会政策を導入することで、国民全体の国力を向上させようとし、対外政策においては、欧米諸国や清朝との合意を形成しながら大陸権益を確立し、大国に準ずる地位を確立しようとしたこと、③桂園時代を通じ、実質的な金融緩和により、経済成長において成果を挙げる一方で、貿易赤字と合わせて円の国際的信用を低下させたばかりか、国内各方面で緊縮財政方針と矛盾する積極的財政志向を生じさせ、大正政変の遠因を作っ</p> | | | |

たことを、明らかにしている。

第2章では、まずは日露戦争期から第一次世界大戦までのイギリス外交が、大陸ヨーロッパ諸国やアメリカと、関連地域毎に差異を施した多元的な合意を形成しながら、防衛負担の軽減と国際秩序の安定化を図っていたことを明らかにし、次いで同時期の日本外交について取り上げ、特に第二次桂太郎内閣が、日本の国際的地位や大陸権益を確保するため、欧米諸国や清朝との合意を優先し、また、欧米との対等の関係を形成する観点から双務主義の原則の下で関税自主権の回復に関する条約改正を行ったことを明らかにしている。

第3章では、日露戦争期から第一次世界大戦までのアメリカの内外政策を取り上げ、革新主義の時代のアメリカが、国内外における独占企業の影響力拡大とそれに反発する国民的気運が対立する中で、アメリカ的な自由主義・民主主義の内実が変化していく過程を論述している。すなわち、非公式の政治力を駆使して内外の対立を抑えたセオドア・ローズヴェルト政権から、大統領の行政的主導権の行使を自制しつつ、おもに立法・司法措置を通じて改革を推進しようとしたがゆえに、革新派の離反をまねいたタフト政権を経て、社会や経済に対する政府の介入には消極的ながら、理念を重視して国内をまとめていくウッドロー・ウィルソン政権へと移行していったことを明らかにしている。

第4章では、1911年の辛亥革命後の日本政治においては、欧米列強の勢力に警戒する旧来の立場と、日本のさらなる国際的地位の向上を目指して積極的な対外政策を求める立場の対立が生まれた、藩閥の政策調整力が低下して大正政変が発生し、さらには満州における参謀本部の独断的行動まで発生したことなどを明らかにしている。

第5章では、第一次世界大戦期の日本の中国外交を取り上げ、21か条要求の中心的交渉課題となった土地関連民事訴訟をめぐる司法管轄権問題の詳細を明らかにし、次いで第二次大隈内閣および寺内内閣期の対中国外交について、満州における独立運動への支援や、袁世凱死後の政権に対する資金援助を通じて、中国に対する影響力の拡大を目指していたこと、しかしそのような外交は、藩閥の影響力低下を背景に、内部の不統一を含んでおり、成果を挙げられなかったことを論じている。

第6章では、第一次世界大戦中の日米関係を取り上げ、ウッドロー・ウィルソン政権の後半期の内外政策が、内外に向けて自由主義・民主主義の普遍的な理念を掲げつつ、その理念を共有する当事者による自発的な秩序の形成を促す方針で一貫していたことを示し、それが第一次世界大戦への参加や同時期の対日政策にも表れたこと、そうしたアメリカの政策が、シベリア出兵をめぐり、アメリカの民主主義にそぐわないと判断された日本の出兵に対する過剰な警戒感となって表れたことを明らかにしている。

第7章では、パリ講和会議における国際連盟の創設が、多国間関係の調整と主権国家の尊重によって自国の安全保障を効率化した20世紀のイギリス外交を背景に登場したこと、パリ講和会議における日本とアメリカの対立が、条約上の権利を重視する日本

と、理念による国際秩序の安定化を目指すアメリカという外交原理の対立から生じていたことを明らかにしている。

第8章では、アメリカの共和党が政権奪回のため、党の統一を優先して国際連盟参加を断念すると共に、政権奪回後は、既存の秩序を尊重する保守的価値観に基づき、大国間の合意によって自国の権利擁護と国際秩序の安定化を図るべく、ワシントン会議を開催し、また、国際委員会を通じてドイツ賠償問題を解決し、ラテンアメリカにおいても国際司法や国際会議を重視する外交への転換を図っていったことなどを明らかにしている。

第9章は、第一次世界大戦後のイギリスが、分権的な地方自治改革と一体化した社会政策の導入による国内の安定化や、民族自決の理念に対応した帝国統治の再編を図る一方で、ヨーロッパ諸国間の関係調整を積極的に進め、大国としての責任を果たすことで、帝国の統治と自らの国際的影響力を保持しようとしたことなどを明らかにしている。

第10章では、1920年代の日本が、①大国としての自覚と民主化の内外気運に応じて政党内閣を成立させたこと、②対外債務などへの配慮から長期的な円高への展望の下、企業保護政策を採用すると共に、企業に労働者保護を義務づけ、さらに景気変動の影響を緩和する諸施策を通じて国民全体の安定的経済成長を目指したこと、③この時期に登場する幣原外交も、大国としての自覚に基づき、従来の外交を転換したことを論じている。

第11章では、①1925年の北京関税特別会議について、英米日の対応が各国の全体的外交原則に則して決定されていたこと、②会議失敗後の満州情勢の緊迫化と国民党による北伐に対し、イギリスが重点主義的な強硬策と融和策を併用しながら、列強全体と中国の関係安定化を図ろうとしたのに対し、日本は中国全体に対する政策的一貫性を重視していたこと、③1928年の中国と米英の関税条約の締結に際し、アメリカは原則を重視したのに対し、イギリスはやはり東アジア秩序の安定化を重視していたことを明らかにしている。

第12章では、1920年代の日本陸軍について、①反長州閥の古参軍人が長州閥の役割を継承しようとしたのに対し、田中義一や宇垣一成らが職権を駆使して古参軍人を排除し、政党内閣と協力関係を形成したこと、②以上を背景に、陸軍の中堅将校も、自らの地位の上昇と職権の獲得による陸軍改革志向を強めたこと、③田中や宇垣は、中国外交に関しては守旧的で、張作霖との関係を重視し、張作霖の経済政策に反発する在満日本人の世論に冷淡であったのに対し、反長州閥および中堅将校は張作霖に強硬であったこと、④1928年の張作霖爆殺事件は、河本大作が軍職を捨てる覚悟で行った非常措置であって、権力志向の強い他の中堅将校の行動様式とは異質であったことを明らかにしている。

第13章では、世界恐慌前後の米英日の内外政策について、①アメリカは、連邦政府

の権限行使に消極的な経済政策を維持しながら、アメリカの実質的軍拡の権利を保持するロンドン海軍条約を成立させたこと、②イギリスでは、自由貿易と積極財政を掲げる自由党、関税導入と緊縮財政を掲げる保守党、自由貿易と緊縮財政を掲げる労働党が対立する中で労働党政権が成立したが、世界恐慌に対処できず、自由党と労働党が内部分裂を深めていくこと、③日本は、1920年代の経済・社会政策を踏まえた世界恐慌対策を実施したことなどを明らかにしている。

第14章では、1929年以降の中国と欧米列強との治外法権撤廃交渉について、中国の排外主義を抑制しようとするイギリスの戦略が大きな推進力となり、上海特区法院協定や英中仮合意が成立していったことを詳細に明らかにしている。

第15章では、満州事変勃発の原因に関連し、①張作霖爆殺事件の処理が、陸軍上層部の責任回避を優先するものであったため、陸軍上層部に対する中堅将校の反発が決定的になったこと、②関東軍に赴任した石原莞爾が、独自の論理体系から満州占領構想を作る一方で、満州における非常事態の発生に対する陸軍中央の消極姿勢への反発から非常措置的に満州事変を決意したこと、③1920年代を通じ、政党内閣と陸軍上層の関係が協力的であったが故に、満州事変勃発後、陸軍の中堅将校は政友会に働きかけ、陸軍上層部の更迭を図ったことなどを明らかにしている。

第16章では、満州事変期について、①日本陸軍は皇道派によって統制が回復される一方で、中堅将校には分裂要因が生じており、中でも永田鉄山は政官界や宮中との提携を模索し、宮中側もテロ事件を警戒して永田の情報に基づき政党内閣を終わらせたこと、②同時期のイギリスは、実質的な保守党政権により、広域自由貿易圏としてのスターリング圏や帝国特惠を成立させたこと、③満州事変をめぐる国際連盟の審議は、連盟の権威保持を優先するイギリスの最終判断の下で、日本を連盟から脱退させると共に、連盟外での大国間の合意の余地を残す解決が図られたことを明らかにしている。

第17章では、①満州事変後の日本の対中国外交は、外務省と関東軍が間接的に協力し、中国に満州国承認を求めず、満州国と中国の経済交流を回復することで緊張緩和を目指すものであったこと、②満州事変後の日本が、円通貨の暴落と満州への投資拡大などを背景に、国際自由貿易に依存する広域経済圏を形成したこと、③以上の日満広域経済圏は同時に、同地域に華北を加えて統制経済を施行しようとする永田鉄山らの構想をも生み出し、永田はその構想を実現するため、統制経済に反対する当時の陸軍首脳（皇道派）の追い落としを図り、それが陸軍派閥対立を引き起こしていくことを明らかにしている。

第18章では、満州国と日本の関係について、①当初、関東軍は満州国に中央集権的組織と日本による監察機構を設置することで、間接的統制を図ろうとしたのに対し、次第に日本本国からの派遣人事に基づく、各省庁の人員支援に基づく稟議制的組織へと変容していったこと、②1936年の日満条約は、通商条約を代替する、日本人に対する満州国全面開放条約であり、これにより保護国としての満州国の地位が確定したこ

とを論じている。

第19章では、1930年代初めのアメリカとイギリスの内外政策について、①アメリカは多元的な利害を組み込むニューディール政策を採用し、それを背景に、自国利害を優先する立場から国際合意を否定し続ける一方で、内外世論に将来への理念を積極的に提起する傾向を強め、それが1930年代半ばの国際紛争に対する対応にも反映されていたこと、②イギリスは、アメリカを始めとする国際合意の実現を追求する一方で、国際自由貿易の維持と民間主導の経済合理化、社会政策の推進のため、軍備計画の合理化とドイツに対する宥和政策を展開していったことを明らかにしている。

第20章では、広域統制経済圏の形成を目指す永田鉄山ら陸軍統制派が、青年将校を弾圧し、政官界を欺瞞しながら、皇道派を失墜させ、同時に中国現地軍に華北分離工作を暴発させていったこと、しかし、参謀本部では、現地の謀略が蒋介石の抵抗で失敗したことを利用して事態を收拾していったことを明らかにしている。

終章では、本論の要約と共に、20世紀前半の英米世界秩序とは、拡大する国家権力を通じ、そのさらなる拡大を抑制するための大国間の合意や国際原則を設定することで成立したこと、また、それは英米の、国家権力に対する自国民の権利を保護するためのものであったため、結果的に非欧米人に対する欧米列強の権利を強く保護するものとなったこと、不平等条約として知られる通商条約上の特殊規定もそうした英米世界秩序を背景として存在したこと、ただし、そうした個人の権利保護を優先する英米の政治は、1920年代半ばまでは安定せず、対して国家的統一規範を重視する日本は、安定的な政治秩序の下で、欧米の政治・経済制度を導入したが、それが1930年代の独断的膨張主義の抑制に失敗する要因ともなり、支那事変の長期化から大東亜戦争へとつながっていくことなどを論じている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日露戦争後から日中戦争が始まるまでの約30年間にわたる日本の政治外交史を、中国問題をめぐって繰り広げられるイギリス、アメリカと日本との間の複雑な相互関係の展開として描き出した、全22章からなる力作である。その分量は圧倒的で、本文だけでA5版2段組800ページに達し、文字通りの大著というほかない。

本論文の分量がかくも膨大となったのは、著者が採用している政治外交史研究の方法的立場に由来する。本論文はマクロ的な視点にたつて20世紀前半の日本の政治外交史を包括的に概観したものであるが、ほぼ30年間の日本の政治外交史を論じるにあたり、著者は、日本の対外政策と対外行動とくに中国に対するそれを、それ自体単独で成立するものではなくて、常に同時代のイギリスおよびアメリカの対外政策・対外行動によって規定されていたと考える。19世紀後半から20世紀前半にかけて、イギリス・アメリカでは国内政治における自由主義・民主主義の進展がみられるが、その対外政策においても同様であり、両者の主導のもとで自由主義・民主主義の理念と政策に見合った世界的な国際秩序が徐々に形成されていった。もちろん、自由主義・民主主義といってもイギリスとアメリカではその内実になきなちがいはあったが、「国家権力に対する個人の権利保護と代表制にもとづく分権的な自治の理念」をその核心におく点では共通していた。日本も欧米列強と国際的に対等な立場の獲得をめざして、この趨勢を受け入れていくが、歴史的伝統が異なるために自由主義・民主主義の社会的な受容においてイギリス・アメリカとは原理的に異なる立場をとった。すなわち日本においては「個人の権利保護よりも遵法意識や従順を美德とし、君主の下での一体性を重視する」価値意識のもとで自由主義・民主主義が受容されていったのである。この自由主義・民主主義をめぐる価値観の相違が日本とイギリス・アメリカの相互関係を大きく規定しており、相互理解の成立を困難にしていた。イギリス・アメリカとくにアメリカは日本を自由主義・民主主義を否定する国家とみなす傾向が強く、また日本もイギリスやアメリカの外交政策を正しく理解することが難しかった。中国問題をめぐるイギリス・アメリカと日本の対外政策の対立の根源には、このような政治文化の原理的相違があったと著者は考える。

しかしながら著者の独自性は、日本とイギリス・アメリカとの間に原理的な対立関係を設定するところにあるのではなくて、むしろ反対にこのような原理的対立を所与の前提として、そこから日本とイギリス・アメリカとの対立の歴史を演繹的に導出するのを否定するところに見出される。著者は、日本とイギリス・アメリカとの政治文化にみられる原理的相違をできるかぎり帰納的に導こうとする。すなわちそれぞれの政治文化の特徴を抽出するために、それぞれの国についてその内政・外政の全体にわたって検証する作業をいとわなかった。その結果、本論文は、中国問題をめぐる日英米三国関係の歴史的研究において通常想定される守備範囲をはるかにこえたひろがりをもつことになった。とくにイギリス・アメリカに関しては、日本や中国に直接関係

する問題に範囲を限定することなく、内政・外政のより広範囲にわたって論を展開している。たとえばアメリカのウイルソン政権については対中借款団やカリフォルニアの排日移民法の問題にとどまらず、その反トラスト政策や労働政策にまで筆が及んでおり、イギリスについてもネビル・チェンバレンの政策理念を理解するために彼が第2次ボールドウィン内閣期に蔵相として推進した社会政策や地方自治政策までもが分析されているのである。本論文がかくも大部の著作となってしまったのはこのような理由によるのであるが、その結果、日本については第1次桂内閣から第1次近衛内閣までの外政と内政が、イギリスについてはソールズベリー内閣からチェンバレン内閣まで、アメリカについてもセオドア・ルーズベルト政権からフランクリン・ルーズベルト政権までの内政と外交がほぼ同様の密度で論じられることになり、期せずしてレベルの高い20世紀前半の日米英三国現代史の概説ともなっている。

政治文化の原理的な相違を想定する著者は、20世紀前半の段階では、イギリス・アメリカにおける自由主義・民主主義の発展は、自治領や州の自治権を強めた結果、それらの地域での多数住民の権利保護を名目とするアジア系移民の排斥となってあらわれたとする。また中国政策の面では、それらは機会均等・門戸開放政策となってあらわれるが、同時に不平等条約の存在を前提とした租界の司法権・行政権の拡張、海関や借款の国際管理というかたちをとったとする。いずれも日本からみれば、日本排除の政策とみなされるものであり、日本はそれに否定的態度をとった。いっぽうイギリス・アメリカからすれば、日本は自由主義・民主主義を理解できず、同化を拒否する移民を送り込み、中国において覇権を求めようとする存在とみなされた。しかも両者の間に横たわる原理的な相違のため、この相互理解の欠如は容易に埋めがたいものがあったと著者はいうのである。

このような政治文化における原理的対立を強調する議論はおうおうにして、最終的に太平洋戦争に帰結した日本とイギリス・アメリカとの対立関係を不可避的なものとみなす傾向にあるが、著者は必ずしもそのような立場をとらない。著者は通常イギリス・アメリカに対して協調的とされている第2次大隈内閣の外相の加藤高明と加藤高明内閣から浜口内閣にかけての外相であった幣原喜重郎の外交を高く評価する。それは彼らが日本の国際的地位の向上を背景にして、互いに異質であることを前提としながらも、イギリスやアメリカと同じ土俵の上に立って競争し、イギリスやアメリカに対して、彼らと同じ論理を駆使しながら粘り強く交渉し、競合しつつ共存しながら、日本独自の政策と国益を追求したからであった（その背景には日本における自由主義と民主主義の拡大ともいうべき大正デモクラシーと政党政治の定着があったと著者はいう）。この評価基準からすれば、加藤外交や幣原外交こそが真の意味での対英米自立外交であり、1930年代後半の日本外交はイギリス・アメリカと同じ土俵にのぼって競争することをはじめから放棄してしまっている点で、もはや対英米自立とはいえないことになる。

現在の学問的水準からすると、外交史料をはじめとする政府関係の公文書、政策決定や外交交渉に関与した人物の私文書などの一次史料を網羅的に収集し、それらの精密な分析に依拠して論を展開することが国際関係史の研究においては必須の条件とされている。実証性の高い信頼できる研究であるためには、これは当然のことではあるが、しかしその反面、膨大な史料を操作することに追われるあまり、一人の研究者が手に負える研究対象の時間的・空間的範囲は自ずと限られてこざるをえない。比較的狭く時間の幅をきり、ある特定の国際関係史上の具体的問題や事件をめぐっての多国間関係それも対外的な政策決定過程や相互交渉の過程を軸にした相互関係の分析に終始することが多いのである。本論文は、そのような研究手法をとらなくとも、すぐれた現代史研究が可能であることを示した好著である。もちろん、本論文にはオーソドックスな外交史研究としても高く評価すべき部分が含まれている。1925年の北京関税会議を扱った第11章や1929年から31年にかけて中国と欧米諸国との間でおこなわれた治外法権撤廃交渉を扱った第14章がそうである。これらは個別研究としてすでに学界でも高い評価を受けている。しかしそれ以外の部分では、それぞれのテーマについての内外の優れた専門研究書を入念に読み込むことで議論が組み立てられている。その中には通常この時期を研究対象とする日本の政治外交史の専門家が決して手に取ることのないようなイギリスやアメリカの各政権に関する研究書が多数含まれる。また、そうしなければ本論文のような野心的な著作は不可能であつたらう。日本の政治外交史の研究としてみた場合、本論文が採用した方法は、京都大学の現代史学専修が求めてきた多面的な相関関係を重視する現代史研究のありうべきひとつのモデルを示したものとして高く評価できる。

なお、日本の政治外交史プロパーの研究としても、本論文には数多くの創見が見いだせる。加藤外交や幣原外交の評価についてはすでに述べたが、そのほかにも満洲事変後の皇道派と統制派の評価があげられる。近年井上寿一や森靖弘により満洲事変後に日中関係の悪化にブレーキをかける存在として統制派の永田鉄山を高く評価する学説が出されたが、著者はこれを否定し、むしろ満洲事変後に対ソ対中静観主義をとって紛争の拡大を止めようとしたのは小畑敏四郎等の皇道派であり、権力志向の強い永田は皇道派を一掃し、青年将校運動をスケープゴートとして弾圧しつつ、華北分離工作を推進していき、対中政策の混乱をもたらすとともに、日中戦争の原因をつくったとする。皇道派を過大評価しているきらいがなしとしないが、永田と統制派の評価については、史料の解釈とあわせて説得的な議論が展開されているといえよう。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2012年12月27日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。